事　務　連　絡
令和７年６月19日

各 (都道府県 / 保健所設置市 / 特別区) 衛生主管部（局）　御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

新型インフルエンザ等対策政府行動計画に基づく個人防護具の備蓄に関する協定締結医療機関以外の医療機関への周知について（依頼）

平素より、厚生労働行政に御尽力、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和６年度に、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）が全面改定されました。

政府行動計画には、「協定締結医療機関は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえ、予防計画に基づき個人防護具を計画的に備蓄する。」という記載があるとおり、協定締結医療機関においては、有事の際に備えて個人防護具（医療用（サージカル）マスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋をいう。以下同じ。）の備蓄を進めていただいています。

また、協定を締結していない医療機関におかれても、医療提供継続のために個人防護具は必需品であることから、新たな感染症が発生した場合に備えて、個人防護具の備蓄に努めていただくことは重要です。

そのため、政府行動計画の「物資」の章において、「国及び都道府県は、協定を締結していない医療機関等に対しても、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう要請する。」と記載されています。

当該記載の趣旨を踏まえ、各都道府県におかれては、協定締結医療機関以外の医療機関に対しても、個人防護具の備蓄に努めていただくよう、下記の内容について貴管内医療機関への周知方お願いいたします。

収受
No. 1496
7.10.22
日本看護協会

記

1　新型コロナウイルス感染症が発生した際に、感染症対策物資等の輸入量の大幅減少や輸入途絶等により、国内の供給不足が起こったことを踏まえ、感染症対策物資等に関しては、政府行動計画及びガイドラインに基づき、国・都道府県のみならず、医療機関においても備蓄・配置を行うこととなっています。

2　政府行動計画には、「協定締結医療機関は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえ、予防計画に基づき個人防護具を計画的に備蓄する。」という記載があるとおり、協定締結医療機関においては、有事の際に備えて個人防護具の備蓄を進めていただいています。

3　協定を締結していない医療機関におかれても、医療提供継続のために個人防護具は必需品であることから、新たな感染症が発生した場合に備えて、各医療機関で必要となり得る量（当該医療機関における通常使用量の２か月分を推奨）の個人防護具の備蓄に努めていただくようお願いします。